2021年度(令和3年度)

公立図書館における読書バリアフリー に関する実態調査報告書

令和4年3月

全国公共図書館協議会

はじめに

図書館は全ての人に開かれた場所です。昨今は、図書館利用に障害のある人々へのサービス(以下、「障害者サービス」という)に関連する法改正等により、全ての人が文字・活字文化の恵沢を享受できる社会の実現を目指す機運が一層高まっており、視覚障害者等の読書環境整備の推進が強く求められています。

具体的には、「障害者の権利に関する条約」や「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」の採択を契機として、著作権法改正による障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備や、合理的配慮の提供の義務化等がなされてきました。さらに、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」が施行、令和2年7月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(読書バリアフリー基本計画)」が策定されました。

しかし、日本の公立図書館における障害者サービスは、全国的にも格差が大きく、十分なサービスが行われているとは言えない状況です。国立国会図書館が平成30年に公開した『公共図書館における障害者サービスに関する調査研究』においても、基本的なサービスを行っている館が少ないこと、サービスを実施していても利用実績が伴っていないこと等が課題として挙げられています。同調査の結果や法改正等の環境変化を踏まえ、全国の公立図書館における障害者サービスの実態をより詳細に把握することが必要であると考えました。

そこで、全国公共図書館協議会では、調査・研究事業の一環として、令和3年度・4年度の2か年で「公立図書館における読書バリアフリー」について調査研究に取り組むこととしました。初年度である令和3年度は、全国の公立図書館を対象に実態調査を実施しました。専修大学文学部の野口武悟教授を助言者として迎え、アドバイスをいただきながら、全国調整委員及び編集委員がアンケート項目の作成を行い、編集委員が実態調査の集計及び執筆を分担し、報告書を作成いたしました。

この報告書では、集計結果を図表等にまとめ、簡単な解説を付しています。今後、障害者サービスや情報アクセスの向上を考える基礎資料として御活用いただき、全ての人に開かれた図書館の実現に寄与できれば幸いです。

最後に、この報告書をまとめるに当たり、アンケート調査に御協力をいただい た各図書館の皆様に、厚く御礼申し上げます。

> 令和4年3月 全国公共図書館協議会

目 次

調査机	既要	1
用語角	解説	3
第1章	章 図書館基本情報	7
1	自治体に関する基本情報	7
2	障害者サービスの体制1	.2
第2章	章 蔵書・資料製作1	8
1	資料の所蔵状況・自館製作状況1	.8
2	障害者サービス用資料の製作体制2	:4
第3章	章 サービス2	7
1	サービスに関する基本情報 2	27
2	障害者サービスの実施体制と利用状況3	3
第4章	章 施設・設備6	0
1	設備・機器・支援用具6	60
2	図書館のウェブサイト (ホームページ)6	64
第5章	章 その他6	6
1	障害者サービスに関する広報6	6
2	障害者サービスに関する職員研修6	7
3	点字図書館との連携7	1
4	障害のある委員の有無7	2
5	障害者サービスを進展するための課題や問題点等7	3
6	都道府県域での取組7	6
付録	「公立図書館における読書バリアフリーに関する調査」調査票	
全国記	調整委員会委員・編集委員会委員名簿	

調査概要

1 調査の目的

この調査は、全国の公立図書館における障害者サービスの実態を把握するとともに、現状を分析し、 課題等を整理することにより、今後の公立図書館における障害者サービスのより良い発展に資するこ とを目的としたものである。

2 調査内容

以下の内容について調査を行った。

- (1) 図書館基本情報
- (2) 蔵書·資料製作
- (3) サービス
- (4) 施設·設備
- (5) その他

調査に用いた調査票は、付録「公立図書館における読書バリアフリーに関する調査」のとおりである。

3 調査対象館

図書館法第2条2項の地方公共団体(以下、「自治体」という)が設置する公立図書館を対象とした。 私立図書館は含まない。

自治体において図書館を複数設置している場合は、自治体内の全ての館の内容をとりまとめ、分館 等のサービス実態も踏まえた回答として、1自治体1館の回答としている。

4 調査対象期間

対象期間は、設問で特別の指示がある場合を除き、令和2年度末(令和3年3月31日)現在の状況、 実績とした。

5 調査方法

調査票の配付と回収の流れは以下の(1)(2)のとおりである。配付、回収とも電子メールにより実施した。

(1) 調査票の配付

全国公共図書館協議会事務局 → 都道府県立図書館の中心館(中央図書館など、取りまとめを行う館) → 市区町村立図書館の中心館

(2) 調査票の回収

市区町村立図書館の中心館 → 都道府県立図書館の中心館 → 全国公共図書館協議会事務局

6 調査票の回収状況

調査票の回収状況は以下のとおりである。

区分	図書館設置自治体数	回答自治体数	無回答数	回収率
都道府県	47	47	0	100.0%
市区町村	1, 346	1, 343	3	99.8%
計	1, 393	1, 390	3	99.8%

7 計画立案から報告書の作成まで

(1) 実施計画の策定

令和3年4月から6月まで

(2) 実施計画の確定

令和3年6月(全国公共図書館協議会総会にて了承)

(3) 調査票案の作成

令和3年9月から12月まで

(4) 全国調整委員会の開催

令和3年11月15日に野口武悟氏を助言者に迎え、編集委員会で作成した調査票案等について 全国調整委員会において協議を行った。(令和3年11月22日まで、書面開催)

(5) 調査の依頼

令和3年12月13日に都道府県立図書館(中心館)へ依頼文を送付した。その後は、5(1)の 流れで調査票を配付し、調査を依頼した。

(6) 調査票の提出期限

令和4年1月18日

(7) 集計・報告書案の作成

令和4年1月から2月にかけてデータの集計を行い、その結果を踏まえ編集委員会で報告書 案を作成した。

(8) 報告書内容の確定

令和4年3月、全国調整委員による報告書案の調整を経て、内容を確定した。

8 報告書の集計上で留意した点

本報告書では、原則として調査票で得た数値を客観的に説明するにとどめ、具体的な分析や提言は次年度に委ねることとした。

調査時点は令和2年度末とし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと思われるサービス等の実績については、関連する回答欄を設ける等して配慮した。

9 その他

報告書の全文及び調査票は、全国公共図書館協議会のホームページ内に、PDF ファイルで掲載した。https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/zenkoutou/report/index.html

■■■【公立図書館における読書バリアフリーに関する実態調査報告書 用語解説】 ■■

■デイジー (DAISY): Digital Accessible Information SYstem

視覚障害などで活字の読みが困難な人のために製作されるアクセシブルなデジタル図書の国際標準規格です。読みたい箇所への頭出しや再生スピードを変えることなどができます。

■音声デイジー

音声と目次情報だけでできているデイジーです。専用の機械(プレクストーク)、パソコン、タブレットなどで再生します。

■マルチメディアデイジー

音声とテキストデータ(文字)と画像をシンクロ(同期)させて再生できるものです。パソコンやタブレット等で利用します。

■テキストデイジー

テキストと目次情報だけでできているデイジーです。合成音声で読ませたり、点字出力したりすることもできます。

■点訳絵本

絵本を点字と点図を用いて点訳したものです。

■点字つき絵本

絵本に点字や絵をかたどった透明シールを貼ったものです。製作するものだけではなく、出版社から点字付きで出版される点字つきさわる絵本もあります。

■テキストデータ

文字情報と最小限の制御コードのみで構成されるプレーンテキストです。

■大活字本

大きな活字(22 ポイント、ゴシック体で編集されることが多い)で印刷され、出版されている資料です。

■拡大写本

パソコンなどで製作する大きな活字の本です。利用者個々の状態に合わせた資料製作ができます。

■布の絵本

布の絵本は、フェルトや布を使って製作された資料です。ひもやボタンなどがつき、つけたり外したりして楽しむことができます。

■さわる絵本

布や皮、毛糸などのさまざまな素材を使って製作された、さわって読む本、さわることを楽しむ本です。 出版社からもいろいろなタイプのさわる絵本が刊行されています。

■LL ブック

LLとは、スウェーデン語で「やさしく読める」という意味の略です。知的障害や発達障害などで読むことが困難な人のために、やさしくわかりやすい言葉や短い単語、ピクトグラム、イラスト、写真を使って表現されています。子供向けの本ではなく、対象年齢に合った内容になっています。

■障害者用字幕・手話入り映像資料

聴覚障害者用字幕は、通常の洋画の字幕とは異なり、セリフ以外の音情報も字幕にしています。

■バリアフリーDVD

字幕の他に、画像情報を音声で説明した音声解説(副音声)が入った映像資料です。

■図書館協力者

職員に代わって、音訳等の専門技術を用いて資料製作や対面朗読を行う人です。ボランティアではなく、 謝金等が支払われています。

■特定録音物等郵便物の発受施設指定

郵便事業会社から特定録音物等発受施設の指定を受けることで、視覚障害者等に対し、録音物を無料で郵送することができます。

■心身障害者用ゆうメール

郵便事業会社に届け出た図書館のみに認められている制度で、重度障害者に図書・雑誌形式の資料を、通 常のゆうメールの半額で送ることができるサービスです。

■聴覚障害者用ゆうパック

郵便局が指定する施設と聴覚障害者との間で発受するもので、聴覚障害者用ビデオテープなどの郵便料金 について減免を受けることができるサービスです。

■対面朗読

対面朗読室などの利用者のプライバシーが守れる場所で、対面朗読者(音訳者)または職員が利用者の求める資料を読み上げるサービスです。音訳者の手配や資料の準備は図書館職員が行い、単なる部屋貸しとは異なります。

■りんごの棚

スウェーデンで生まれた「特別なニーズのある子供たちのための資料を展示した棚」で、すべての子供に 読書の楽しさを知ってもらうことを目的に、点字資料、さわる絵本、録音資料など、さまざまな資料が置か れます。一般の利用者に見える場所に設置します。

■ヒアリングループ(磁気誘導ループ)

補聴器ユーザーのために、マイクの音を直接補聴器から聞けるようにしたものです。周りの音を増幅しない ため、カウンターの職員との会話や、集会室等で講師の声を聞くのに有効です。

■リーディングトラッカー

ディスレクシア等の文字がうまく読めない人のために、読みたい特定の行や単語に焦点を当てて、読み進めるための読書補助具です。タイポスコープ、リーディングスリットとも呼ばれています。

■リーディングルーペ

リーディングトラッカーに文字を拡大する機能(ルーペ機能)を備えたものです。

■コミュニケーションボード

窓口でよく使う言葉を、易しい文字とピクトグラムで並べたもので、話すことが難しい障害者や外国人の 方が、言葉でうまく意思や状況を伝えられない場合に、伝えたいピクトグラムを指さしして相手との意思疎 通をはかることができるツールです。

■拡大読書器

文字を拡大して画面に映すことができるほか、白黒反転やコントラストの調整などができる装置です。卓上型と、持ち運びのできる小型のものがあります。

■書見台

資料を机に対して一定の角度に保持できるようにした台です。

■自動ページめくり機

書籍のページを自動でめくる機器です。

■音声読書機

印刷物や手書きの文書などを読み取り、合成音声で読み上げる機器です。スキャナで読み取るタイプとカメラで映したデータを読み上げるタイプがあります。

■点字ピンディスプレイ(点字ディスプレイ)

パソコンの画面情報やいろいろな形式のデータファイルを、ピンを点字のように浮き出させて表示し、それを触って確認できる装置です。

■点字ラベラー

点字シール(テープ状)に点字を打ち出すものです。単体で動くものとパソコン等に接続して動かすものがあります。